

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第58号) 平成30年1月1日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

謹 賀 新 年

旧年中は、格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。どうか本年もよろしくお願いいたします。

本年は戌年です。毎年、干支の動物の写真を年賀状に使用するため年末には動物園に通っていましたが、今年は我が家の愛犬ハリーで間に合いますので、大いに助かりました。さてイヌはタイリクオオカミの亜種であるイエイヌ (*Canis lupus familiaris* Linnaeus ネコ目イヌ科イヌ属) のことです。イヌ同様、代表的なコンパニオンアニマルであるネコは待ち伏せ・忍び寄り型の狩人であるのに対し、イヌは草原を生活の場とし持久力重視の追跡型の狩人です。私もネコのような姑息な手段でなく、イヌのように正々堂々とした粘り強い姿勢で業務を遂行して行きたいと思っています。

さて、創立20周年記念事業の線路沿いの旅は、昨年3月に京都駅を出発し東海道本線を大阪駅まで歩きました。しかし、三江線が本年3月末で廃線となることから三江線踏破に重点を置き、昨年4月に江津駅を出発し、12月23日に三次駅に到着し、108.1kmを踏破しました。本年は再び東海道本線・山陽本線を歩くつもりです。

また、創立25周年事業の方は、フルマラソンとハーフマラソンを各3回、その他6回の合計280.4775kmを完走した他、箱根駅伝の4区を走りました。これでフルマラソンは通算11回の完走となりましたので、本年はハーフマラソン通算20回完走と箱

根駅伝5区を走り、往路完走を目標に頑張りたいと思います。

本年が皆様にとって良い年になることをお祈りします。

元号について

昨年、天皇の生前退位が決まり、平成という時代は来年4月までとなりました。これで私も昭和・平成・新元号の3時代を生きることになります。こうした元号は元号法という法律に基づいて定められています。元号法は、「第1項 元号は、政令で定める。 第2項 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。」という日本の法律の中で、最も短い法律です。この第2項により、現天皇が退位し、現皇太子が天皇に即位した場合に元号が改められることになります。そして、第1項により元号は政令で定められることになります。

元号の選定手続は、①候補名の考案、②候補名の整理、③原案の選定、④新元号の決定の各段階を踏んで決定されます。その際、①国民の理想としてふさわしいようなよい意味を持つものであること、②漢字2字であること、③書きやすいこと、④読みやすいこと、⑤これまでに元号又はおくり名として用いられたものでないこと、⑥俗用されているものでないこと、に留意するものとされています。そして、最終的には閣議において改元の政令の決定という形で決められます。

次はどんな元号が決まるのでしょうか？私達世代によっては、恐らく最後の元号が良いものであるよう期待しています。

当事務所の業務開始は1月5日（金）です。

当事務所では12月29日（金）より正月休業に入っておりますが、業務開始は上記のとおりです。休業中は、FAXまたはe-mailにてご連絡下さい。休業明けに対処いたします。なお、休業中も事務所の電話は代表者個人の携帯電話へ転送されていますので、相談だけは可能です。事務所（0856-22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありませんし、連絡は取れても酔っぱらっているかもしれません。